

北上市告示甲第68号

北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月1日

北上市長 高橋敏彦

北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）の拡大により利用者が減少するとともに、燃料価格の高騰の影響を受ける市内の交通事業者に対し、北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、燃料価格高騰の影響を緩和し、当該事業者の安定的な事業継続を確保することを目的とする。

(交付対象者)

第2 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、次に掲げるいずれかの事業を営む北上市内に本店又は同法第5条第1項第3号に規定する事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人であって、公益社団法人岩手県バス協会に加盟する事業者
ア 一般乗合旅客自動車運送事業
イ 一般貸切旅客自動車運送事業
- (2) 令和4年5月1日（以下「基準日」という。）現在において事業を営んでおり、支援金の受領後も事業を継続する意思のある者
- (3) 代表者又は役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(支援金の額)

第3 支援金の額は、基準日現在において市内の本店又は営業所に配置し運用する乗車定員11名以上の事業用車両の台数に40,000円を乗じた額とする。ただし、市から運行の委託等を受け、当該運行の用に限り使用する車両を除く。

2 支援金の交付は、同一の事業者につき1回とする。

(交付申請)

第4 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市公

公共交通燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年9月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けたことを証する書類の写し
- (2) 基準日において市内の本店又は営業所に配置し、運用している事業用車両の数を確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、内容を審査し、支援金の交付を決定したときは北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めたときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を交付するものとする。

(支援金の取消し等)

第6 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

第7 市長は、第6の規定により支援金の交付を取り消したときは、既に交付した支援金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

北上市長 様

所 在 地
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金を受けたいので、北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて、次のとおり支援金の交付を申請します。なお、申請に当たり、同要綱第2に規定する交付対象者に該当することを誓約します。

記

- 1 支援金申請額 金 円
- 2 添付書類

様式第2号（第5関係）

北上市指令 第 号

所在地
名称及び
代表者氏名

北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金について、次のとおり決定したので、北上市公共交通燃料価格高騰対策支援金交付要綱第5の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



支援金交付額 金

円